

# お知らせ

令和7年6月26日

|    |              |
|----|--------------|
| 課名 | 税務課          |
| 担当 | 万代、木村        |
| 内線 | 2652、2654    |
| 直通 | 086-226-7243 |

## 『滞納は許さない！県税滞納者に対する一斉搜索を実施します！』

県では、公平性と税収の確保を図るため、所得や財産があるにもかかわらず県税を滞納し、納税意思が認められない滞納者に対して、法に基づく滞納処分を行っています。

その一環として、7月を一斉搜索月間と定め、滞納者の自宅等の搜索を集中的に執行することとしました。搜索によって発見し、差し押さえた滞納者の財産は、インターネット公売等により換価し、滞納している県税に充当します。

なお、法により滞納者に関する情報には守秘義務があるため、現場における取材はお断りいたしますが、写真等については担当者にご連絡いただければ提供いたします。

### 記

#### 1 一斉搜索月間

令和7年7月

#### 2 具体的な取組

- ・ 滞納者の自宅等を一斉に搜索・差し押え
- ・ 搜索予定件数 月間中に40ヶ所程度を目標として実施
- ・ 参加職員数 80名程度
- ・ 差し押財産に係るインターネット公売の実施 9月中旬から

(過去に執行した搜索)



#### (参考)「搜索」とは

地方税法が準用する国税徴収法第142条の規定に基づき、徴収職員が滞納処分のため差し押さえるべき財産の発見または財産の搬出等をすべく、滞納者の物又は住居その他の場所について執行する強制処分を指します。